

# 民生委員・児童委員の選任要件について

令和6年10月16日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

※ 本資料中では、「民生委員・児童委員」を「民生委員」と表記しています。

# 1. これまでの主な意見等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 民生委員の取り巻く環境

## ＜法律の規定＞

- 民生委員法第1条において「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されている。

## ＜民生委員制度の成り立ち＞

- 民生委員制度は100年の歴史を持ち、その活動は常に住民の立場に立ち、地域の人々が安全で安心して暮らし続けられるよう良き隣人として活動を行い、我が国の社会福祉・地域福祉の発展や向上に尽力してきた。【参考：民生委員児童委員信条】

## ＜社会や環境の変化にともなう負担の増＞

- 現在、我が国では、人口減少や少子高齢化などの人口構造の変化、単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化などの社会構造の変容により、育児、介護、障害、貧困、ひきこもり、孤独・孤立など多様な課題への対応や、これらが複合化した課題を有する個人・世帯への支援が必要とされてきている。こうした変化に伴い、民生委員の職務に関する負担は増大してきているものと考えられる。

## ＜健康寿命の伸びと雇用環境の変化＞

- 健康に対する意識の向上や医療の進歩により健康寿命は年々延び、65歳を超えた方であっても現役時代と同様な生活を送る方も多くなってきており、定年延長や再雇用等により高齢期も働き続ける方が増加している。また、昭和60年の男女雇用機会均等法の制定以降、女性の社会進出は進み、現在では共働き世帯が専業主婦がいる世帯の2倍以上となっている。
- 従来は「定年後の時間に余裕が持てる世代」や「子育てが一段落したあとの世代」に民生委員を担っていただくことが多かったが、担い手の裾野を広げていくため、自営業の方に加え、企業に就業する方にも参画いただくことが重要となっている。

## ＜担い手確保の取組＞

- 近年、民生委員の実人数は横ばい傾向であるものの、定員との関係で充足率は減少傾向となっている。
- 各自治体では適任者を探すための多様な工夫や、民生委員に継続的に活動を担っていただけるよう、研修の実施や業務負担の軽減等について取り組んでいるところ。

## 【参考】民生委員児童委員信条

- 基本的態度や活動の目標を簡潔に示した民生委員・児童委員の基本理念として民生委員によって制定されたもの。
- 昭和26年10月15日に開催された第6回全国民生委員児童委員大会において制定。平成7年に現名称に変更。

### 民生委員児童委員信条

一 わたくしたちは隣人愛をもつて  
社会福祉の増進に努めます

一 わたくしたちは常に地域社会の  
実情を把握することに努めます

一 わたくしたちは誠意をこめてあらゆる  
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一 わたくしたちはすべての人々と協力し  
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一 わたくしたちは常に公正を旨とし  
人格と識見の向上に努めます

# これまでの主な意見①

## 総論

- 地域の実情に通じ、地域に根ざした活動が可能であるかなど、地域住民の視点で要件緩和が必要か議論すべきではないか。
- 地域に根づいた在勤者としてイメージするのは、いわゆるオフィスワーカーではなく、地元精通した商店主など。
- 居住要件の緩和の目的は何か。居住要件の緩和により、同じ地域で生活する住民の一員として、住民同士の視点による支援を行ってきた民生委員制度が変容するのではないか。
- 仮に法改正を行う場合であっても、100年以上続いてきた民生委員制度の成り立ちやこれまでの活動内容を踏まえると、居住要件も含めた住民同士の支援の仕組みや、隣人愛の精神は変わらないことを再認識する必要があるのではないか。
- 特例的・限定的に居住要件を緩和するのであれば、法改正が与える影響を考慮し法改正以外の手段で行うことはできないか。
- 居住要件の緩和については、法令で全国一律的な取扱とせず、地域の実情に応じて選任できるよう緩和することが望ましいのではないか。
- 欠員状態にある地域の住民に少しでも安心を届けるために、100年以上続く制度の中に新しい担い手の力を、無理のない範囲で少しずつでも取り入れていくこと、多様性を広げていくことは、民生委員制度の持続可能性を高めて、地域福祉の向上にもつながっていくのではないか。

## 推薦方法

- 「民生委員推薦会」が十分に機能が果たせていない場合は、自治体に委ねられている委員構成も含め、十分に機能が果たせるような運用にあらためるべきではないか。
- 担い手の確保については、まず、組織率が低迷している町会・自治会からの推薦だけでなく、多様な推薦母体による民生委員候補者が推薦される仕組みを構築することが必要なのではないか
- 民生委員推薦会の機能を補完するために、「推薦準備会」による推薦を得る仕組みを推進すべきではないか。

## これまでの主な意見②

### その他

- 居住している人が必ずしも地域の実情に通じているとは言い切れないのではないか。新任者への研修の充実や、民生委員OBの協力員等の配置、民生委員協議会や市区町村による組織としてのバックアップ等を充実させることが、居住しているかに関わらず新任の民生委員の継続性を向上する観点からも重要なのではないか。
- 担い手確保対策として、就業者が活動しやすくする取組を推進し、民生委員活動の負担軽減等の活動環境向上に向けた検討を行うべきではないか

### 対象とする市区町村

- 民生委員の選任基準や「民生委員推薦会」の推薦基準を適切に定め運用している場合は、全市区町村を対象として良いのではないか。
- 現に民生委員の定数を満たしていない市区町村のみを対象とすべきではないか。
- 一定の状況（※）を参考に、欠員が生じている担当区域を対象とすべきではないか。  
（※）担当予定区域の欠員期間が一定以上、担当予定区域の自治会加入率が低い又は未組織、担当予定区域が集合住宅や飛び地のみに限定の場合など
- 居住要件が緩和された場合においても、適用するか否かは、担当区域を有する市区町村が判断しても良いのではないか。

## これまでの主な意見③

### 居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件等

- 遜色ない活動を行うことは基本的に無理ではないか。
- 居住している民生委員と同様に、地域住民の信頼が得られるのか。
- 休日や夜間を含め、見守り対象者の急変時の対応等が求められるなか、地域で暮らしていれば随時の住民からの相談や困りごとにも対応できるが、在勤者の場合、緊急時を含め即応が困難ではないか。
- 在勤者の場合、転勤・異動等により短期間で民生委員を退任せざるを得ない場合が想定されるため、住民との信頼関係構築や、委員活動の継続性に課題があるのではないか。
- 担当区域の民生委員の不在期間に、民生委員としての役割や機能を代替できる地域の社会資源は存在しないため、結果、当該区域の支援を行う隣接区域の民生委員の負担が大きくなり、委員間の公平性の観点から問題ではないか。
- 担当区域内の住民の理解を得ることや、例えば、事前に緊急時の連絡先を案内することなどの働きかけが必要ではないか。
- 活動時間に制約がある非居住在勤者や、居住している就業者などの現役世代（18～64歳）が担い手として参画しやすくするため、民生委員の働き方改革や業務の取捨選択を考えるべきではないか。
- 居住地と担当区域との移動に要する距離や時間に関する条件については、地形や交通インフラの整備状況は全国で異なるため、また降雪などの気象についても地域差は大きいことから、全国一律の基準を示すのではなく、地域の実情に応じて市区町村が柔軟に設定すれば良いのではないか。
- 推薦会でも適任と認められる方に住民票がなかった事例などについては、対象に含めることを検討すべきではないか。このほか、自営業で自治会に加入している者や、地域の実情に精通している行政職員などの退職者は可能性があるのではないか。
- 大事なことは、民生委員法で規定されている職務を遂行することができる者であること、そして、地域住民の生活の実情に通じていることではないか。

## 2. 提案等のあった具体例について

### 主にご議論いただきたい点

- 次ページの提案等のケース例について、それぞれ、どのように考えるか。
- 各ケースごとに、それぞれ、
  - ✓ 具体的にどのような支障や懸念があるか。  
(どういう条件が整えば可能と考えられるか等を含む)
  - ✓ 制度上、必要な条件や留意すべき点は具体的に何か。  
(具体的な判断基準のイメージ、示された懸念や支障に対するご意見等を含む)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 提案等のあった具体例について

## ▶ ケース1 任期途中で転居に至ったケース＜残期間のみ＞

- ・ 現職の民生委員が、転居する直前まで担当する区域において、地域住民の一人として担当区域内の住民の支援を実施
- ・ 民生委員として具備すべき地域の実情に通じていること、民生委員の業務を理解し実践してきていると認められることから、転居後においても、近接地域に居住し、職務の遂行に支障がなく、本人に継続の意向があり、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られる場合には、残期間については、継続して民生委員として認める（一律に退任を求める取扱としない）

## ▶ ケース2 居住の実態があるケース＜親等の介護等＞

- ・ 別の市区町村に住民登録を行っている者が、例えば、担当区域を有する市区町村に親や親戚が現在居住し、親等の介護や身の回りの世話するため、一定期間以上、当地に居住し生活している場合
- ・ 担当する区域において地域住民の一人として、居住していることにより夜間の対応も可能であり、また地域の実情に通じていると認めることが可能であることから、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られる場合には、居住している間においては、民生委員の候補として認める

## ▶ ケース3 地域に根付いた在勤者のケース① ＜自営・地縁組織加入＞

- ・ 近接地域に居住しているが、長年、担当区域を有する市区町村において自営業など労働時間が裁量的な職業に就いている場合で、当地において自治会などの地縁組織に加入するなどし、継続的に担当区域に関わり地域の実情に通じている場合
- ・ 地域の実情に通じており、地域の活動にも参加していると認められることから、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られるのであれば、民生委員の候補として認める

## ▶ ケース4 地域に根付いた在勤者のケース② ＜管理人等の業務に従事＞

- ・ 担当区域を有する市区町村に居住していないが、集合住宅の管理人等として従事
- ・ 広く地域の実情に詳しいとは一概に言えないが、管理している集合住宅に限って言えば、実情を把握している蓋然性が高いことから、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られるのであれば、民生委員の候補として認める（担当区域は当該集合住宅のみ）

### （例）懸念や支障など

- ・ 担当区域を不在としている間の対応、緊急時の対応
- ・ 委員間の公平性の確保
- ・ 活動の継続性
- ・ 住民との信頼関係の構築 など

### （例）必要な条件や留意すべき点（遜色ない活動が可能と考えられる合理的な判断基準や条件等）

- ・ プロセス（十分な体制のとれた民生委員推薦会（準備会を含む）、民児協からの意見聴取等）
- ・ 不在時のフォロー体制（班体制の導入、民児協による不在時サポート等）
- ・ 自宅での電話等による緊急対応が可能
- ・ （住所地との）距離等の目安（近接地域の範囲）、当該地域での居住（就労）期間の目安
- ・ 「居住の実態」に係る合理的な判断基準、「事情」の範囲（ケース例2）
- ・ 「地域の根付き」に係る合理的な判断基準、就労形態等の範囲（ケース例3～4） など

## 現時点で想定される主な論点

- 居住要件緩和についてどう考えるか
- 居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点

### ① 対象とする市区町村をどのように考えるか

<想定される対象の例>

- ◆ 現に、民生委員の定数を満たすことができていない（欠員のある）市区町村
- ◆ 過去の委嘱状況等から、今後、民生委員の確保が困難（欠員が生じるおそれあり）と市区町村が判断した場合 など

### ② 居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点等について、どのようなことが考えられるか

<想定される例>

- ◆ 居住歴（委嘱歴）、就業等による担当区域との密接な関係
  - 過去に担当区域が存在する市区町村に、一定期間の居住実態（民生委員であった者を含む）がある者
  - 過去または現在、担当区域が存在する市区町村に親族・知人が在住すること等により、一定の頻度で居住や訪問が認められる者
  - 担当区域が存在する市区町村において、日常的に住民と接触する機会があると認められる者 など  
（地元の商店従業者、マンションコンシェルジュ・管理人、福祉施設・事業所の相談業務に従事する者 など）
- 【留意点】
  - ✓ 社会奉仕としての民生委員活動が、委嘱期間中に十分可能な就業形態等であるかも考慮すべきか。また、これをどのように確認し判断すべきか 等
  - ✓ 隣接市区町村に居住している者や、担当区域（活動場所）までの移動距離・時間が一定の範囲内である必要があるか 等
  - ✓ 一定程度の移動距離や時間を要する場合に、地域の実情を踏まえた実効性のある協力体制の確保が必要か  
（担当区域に隣接する民生委員との班体制の導入、自治体/民生委員児童委員協議会による 不在時サポート等）
- ◆ その他
  - 地域の民生委員児童委員協議会からの意見聴取の必要性
  - 重複委嘱（住所地での民生委員の委嘱を重複して受けていない、他の地域で委嘱を受ける予定がない）の確認
  - その他、地域の実情に応じ、市区町村が個別に認める者 など

### 3. 担い手確保に関するその他の意見

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 民生委員の担い手確保に関するその他の意見

○ 本検討会において選任要件に関する議論を行う中で、各構成員より意見のあった、担い手確保に関する意見は以下のとおり。

## 担い手確保に関するその他の意見

- ✳️ 町会・自治会頼みとはしない多様な推薦母体の開拓、確保
- ✳️ 民生委員の推薦候補者確保のための行政機関の主体的関与
- ✳️ 「民生委員推薦会」の適正運営と、推薦準備会の有効活用
- ✳️ 就業している世代に担っていただくため、企業等に就業している者が活動しやすい環境の整備
- ✳️ 高齢化の一層の進展に伴う人口構造の変化や、世帯構成の変容に伴う、民生委員の定数等
- ✳️ 適切な活動費の確保
- ✳️ 新たな担い手確保と早期退任防止のため、業務負担軽減と活動環境の整備推進
  - ✳️ 協力員や福祉推進員などの民生委員活動をサポートする者の配置の推進
  - ✳️ 業務の棚卸し（民生委員が本来行うべき業務、民生委員でなければ行えない業務の整理）
    - ※ 行政や社会福祉協議会、共同募金会などから、下請け業務を依頼しないようにする
  - ✳️ 可能な範囲内での業務省力化に資するICT機器の導入や、操作方法に関する十分なフォローアップ
  - ✳️ 1 担当区域 1 民生委員が原則だが、地域の実情や住民の要望に応えるため、複数区域を複数の民生委員が担当する仕組み
  - ✳️ 効果的な周知 P R 活動